

春日井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書類等記入例

◆目次

◇補助金交付の申請

- (1) 補助金交付申請書の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 補助金交付申請書の添付書類一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

◇実績の報告書

- (1) 実績報告書の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 4
- (2) 実績報告書の添付書類一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 5

◇補助金の請求

- ・補助金交付請求書の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 6

◇申請内容の変更

- ・変更承認申請書の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 7

《問い合わせ先》

春日井市 環境部 環境保全課 環境監視担当

【住所】〒486-8686 春日井市鳥居松町 5-44

【電話】(0568) 85-6217

【メール】hozen@city.kasugai.lg.jp

【ホームページ】

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kurashi/1032702/1032933/1033026/1033101.html>

① 補助金交付申請書の記入例

第1号様式 (第5条関係)

××〇〇年 4月 1日

申請時点の元号を用いるか
西暦で記入してください。

(宛先) 春日井市長

〒486-8686

申請者 住所 春日井市鳥居松町5-44

浄化槽を設置する個人が
申請者になります。

氏名 春日井 太郎
電話 0568-85-6217

補助金交付申請書

××〇〇年度において、合併処理浄化槽を設置したいので、春日井市合併処理浄化槽補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり補助金の交付を

設置費、配管工事費の上限額が令和6年度より変更となるため、注意してください。(合計金額の上限に変更はありません。)

〒486-8686 春日井市鳥居松町5-44

※該当番号に○印を付けてください。	① 本人 () 共有 () 人) 3 その他 ()
交付申請額 ※該当番号全てに○印を付け、記入してください。	① 設置費 590,000円 ② 配管工事費 300,000円 ③ 撤去費 120,000円
工事着工予定日	申請書提出日から 2週間以上後の工事着工予定日として ××〇〇年 4月15日 ××〇〇年 2月15日
区画整理等の公共事業の地域外… 該当無	① 単独処理浄化槽からの切り替え (建築確認 有 (無)) ② くみ取り便槽からの切り替え (建築確認 有・無) ③ 上記以外 ()
集中浄化槽区域外… 該当無 集中浄化槽区域内だが、自治会長からの承諾を受けている… 有	1 区画整理等の公共事業における、浄化槽設置に係る移転補償 (有・無 (該当無)) 2 集中浄化槽区域内の場合、自治会長等からの承諾 (有・無 (該当無))
申請時点家屋の 汚水処理方法 ※該当番号に○印を付けてください。	① 単独処理浄化槽 ② くみ取り便槽 ③ 合併処理浄化槽 ④ その他 ()
申請家屋の状況 ※該当番号に○印を付けてください。	① 持家 (自己所有) ② 持家 (家族所有) ③ 借家 ④ その他 ()

工事完了後1ヶ月以内、又は当該年度の2月15日までに実績報告書を提出してください。

補助金交付申請書の添付書類一覧

提出書類	留意事項
<p>②-a 浄化槽設置届出書の写し (例 P5～6 参照)</p> <p>【建築確認を伴わない工事の場合】</p>	<p>単独処理浄化槽・くみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換する場合は、『浄化槽設置届出書の写し』が必要となります。</p> <p>浄化槽設置届出書は、浄化槽法第5条第1項の規定に基づき、浄化槽を設置する前に愛知県尾張県民事務所環境保全課(Tel.052-961-7211)に提出する書類です。</p> <p>届出書提出、審査完了後、県民事務所受付控の印が押印された届出書の写しを提出してください。通常、受付日から10日を経過することで自動的に審査完了となります(審査が完了しない場合、受付日から10日以内に県民事務所から改善勧告などの指導があります。)</p> <p>なお、この届出書の記入の仕方は尾張県民事務所にお問合せください。</p>
<p>②-b 建築確認済証の写し (例 P7 参照)</p> <p>【建築確認を伴う工事の場合】</p>	<p>建築確認済証は、建築主事又は指定確認検査機関に提出された②-cの建築確認申請が建築基準関係規定に適合していることを証明する書類です。</p> <p>建築主事又は指定確認検査機関が発行する確認済証の写しを提出してください。</p>
<p>②-c 建築確認申請書第2号様式第1面～5面の写し (例 P8～17 参照)</p> <p>【建築確認を伴う工事の場合】</p>	<p>建築確認申請を伴う建物の新設、増設に伴い、合併処理浄化槽を設置する場合は、『建築確認申請書の写し』が必要となります。</p> <p>建築確認申請書は、建築基準法第6条の規定に基づき、建築主事又は指定確認検査機関に提出する書類です。確認書提出後、受付された確認申請書(受付欄において日付が確認できること)の写しを提出してください。</p>
<p>③ 付近の見取図 (例 P18 参照)</p> <p>【全ての工事で必要】</p>	<p>住宅地図など、縮尺が1,500分の1～2,500分の1程度の地図に浄化槽設置工事を行う場所がわかるよう表示し提出してください。</p>
<p>④⑤ 配置図及び建物平面図 (例 P19 参照)</p> <p>【全ての工事で必要】</p>	<p>配置図には、敷地の境界線、建築物、合併処理浄化槽、配管(污水管・雑排水管・放流管)、柵の位置、方位を表示してください。(転換のときは、既設の単独処理浄化槽・くみ取り便槽も記載)</p> <p>建物平面図には、敷地内の建築物の全ての階を表示してください。また、<u>トイレ、風呂、台所</u>など生活排水が排出されるすべての施設を明示してください。</p>

提出書類	留意事項
⑥ 浄化槽調書の写し (例 P20 参照) 【建築確認を伴う工事の場合】	建築確認申請を伴う建物の新築や増設時に合併処理浄化槽を併せて設置する場合、②-c の建築確認申請と同時に建築主事又は指定確認検査機関に提出する書類です。 この浄化槽調書の写しを提出してください。
⑦ 配管の設置状況を示す書類 (例 P21 参照) 【配管工事費を行う場合】	配管工事費の補助を受ける場合、工事前の既存配管（污水管、雑排水管、放流管、升）について設置状況が分かる写真と図面を添付してください。 既設部分、取り替える部分、撤去する部分分かるように明示してください。 例 P21 を参考にしてください。
⑧ 補助金交付申請時点で居住する家屋における汚水処理状況を示す書類 (例 P22～23 参照) 【全ての工事で必要】	設置場所ではなく、 <u>申請時点で申請者が居住する家屋</u> の汚水処理状況を確認できる書類を添付してください。（工事後に設置場所に転居する場合は、申請時点（転居前）の住居の汚水処理状況を確認できる書類） 集合住宅（アパート等）に居住している場合も、集合住宅での汚水処理状況を確認できる書類を添付してください。 【単独処理浄化槽・合併処理浄化槽の場合】 法定検査結果書又は保守点検記録又は清掃実施記録の写し（直近のもの）等 【くみ取り便槽の場合】 清掃実施記録（し尿収集確認券など）の写し（直近のもの）等
⑨ 既設の槽の状況写真 (例 P24 参照) 【転換の場合】	単独処理浄化槽、くみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換する場合、既設の槽の状況写真『現在設置されている単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の状況写真』を添付してください。
⑩ 全浄協の登録証の写し (例 P25 参照) 【全ての工事で必要】	設置しようとする合併処理浄化槽が国庫補助指針に適合する浄化槽として登録されていることを証する書類（全国浄化槽推進市町村協議会発行）です。 合併処理浄化槽の製造メーカーから設置しようとする浄化槽の『登録証の写し』を入手し、提出してください。
⑪ 登録浄化槽管理票（C票）の原本とその写し (例 P26 参照) 【全ての工事で必要】	補助金の交付対象となる合併処理浄化槽を購入し、設置する場合、浄化槽メーカーから浄化槽設置者に、登録浄化槽管理票B票とC票が提供されます。 提供されました登録浄化槽管理票（C票）の原本とその写しを提出してください。

提出書類	留意事項
<p>⑫ 機能保証制度の保証登録証（市町村用） （例 P27 参照） 【全ての工事で必要】</p>	<p>浄化槽設置工事業者が一般社団法人愛知県浄化槽協会に申請して発行される保証登録証です。 浄化槽設置工事業者から、『市町村用』と表示されている保証登録証の控えを入手し、提出してください。</p>
<p>⑬ 浄化槽仕様書及び型式適合認定書の写し （例 P28～29 参照） 【全ての工事で必要】</p>	<p>設置しようとする合併処理浄化槽の型式が建築基準法の規定に適合することを認める書類です。 指定認定機関が各浄化槽メーカーに対して発行されている書類のため、合併処理浄化槽の製造メーカーから設置しようとする浄化槽の『浄化槽仕様書及び型式適合認定書の写し』を入手し、添付してください。</p>
<p>⑭ 浄化槽工事の見積書の写し （例 P30 参照） 【全ての工事で必要】</p>	<p>合併処理浄化槽の設置に係る補助対象経費は、浄化槽本体費、送風機本体費、据付工事費、電気工事費、試運転調整費になります。 <u>転換に伴う配管工事費の補助を受ける場合は、配管工事費（既存配管撤去費を含む）も明記してください。</u> 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去費の補助を受ける場合は、撤去工事費も明記してください。 なお、工事に係る諸経費、消費税は、補助対象経費には含まませんのでご注意ください。</p>
<p>⑮ 浄化槽工事の請負契約書の写し （例 P31～32 参照） 【全ての工事で必要】</p>	<p>工事請負契約書の写しを提出してください。 なお、市では、標準的な工事請負契約書も用意していますのでご利用ください。</p>
<p>⑯ 浄化槽設備士免状の写し （例 P33 参照） 【全ての工事で必要】</p>	<p>浄化槽の設置工事には、国家資格である浄化槽設備士による実地の監督が必要です。浄化槽設置工事業者に依頼して、浄化槽設備士免状の写しを入手し、添付してください。</p>
<p>⑰ 集中浄化槽の所有者又は管理者の承諾書</p>	<p>集中浄化槽から切り替えて、個別に合併処理浄化槽を設置する場合は、添付してください。</p>
<p>⑱ その他</p>	<p>その他、賃借土地、建物等に合併処理浄化槽を設置する場合の『賃貸人の承諾書』等、条件によっては必要となる書類があります。 提出書類の例の浄化槽設置場所は市役所の地番として記入していますが、実際には、公共下水道事業計画区域内のため、合併処理浄化槽補助対象区域ではありません。</p>

②-a 浄化槽設置届出書の写しの例

浄化槽設置届出書

×× 〇年 〇月 〇日

尾張県民事務所長 殿

設置者の住所 **春日井市鳥居松町5-44**
 氏名 **春日井 太郎**
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)
 電話番号 **0568-85-6217**

浄化槽を設置したいので、浄化槽法第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

1. 設置場所の地名地番	春日井市鳥居松町5-44	
2. 種類	①国土交通大臣形式認定浄化槽 (名称 ○○○○○○ 認定番号 ○○○○○○) ②その他	
3. 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水	
4. 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	用途	専用住宅
	構造	① 木造 ②その他 ()
	階数	① 1階 ② 2階 ③3階以上
	延べ面積	148.00㎡
5. 処理対象人員及び算定根拠	7人 (算定根拠については、裏面のとおりに)	
6. 処理能力	イ. 日平均汚水量 (算定根拠については、裏面のとおりに)	1.4 m³/日
	ロ. 生物化学的酸素要求量の除去率	90%
	ハ. 放流水の生物化学的酸素要求量	20 mg/l
7. 放流先または放流方法	①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤地下浸透 ⑥その他 ()	
8. 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名または名称及び登録番号	氏名または名称 (電話番号) ○○○○ ○○○○○○ 登録番号 (浄化槽設備士)	
9. 着工予定年月日	〇年 〇月 〇日	10. 使用開始予定年月日
11. 付近の見取図	裏面の通り	
12. その他特記すべき事項	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換	

受付日から10日以上経過していることを確認してください。



行政庁記入欄

- (注意) 1. 「東三河総局長/県民事務所長/特定行政庁」については、不要のものも愛知県尾張県民事務所環境保全課
 2. 2欄、3欄、4欄及び7欄は、該当する事項を○で囲むこと。
 3. 11欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を示す。
 4. 12欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列4番とする。

裏面も必要
です。

処理対象人員の算定根拠

延べ床面積 148.00 m² > 130 m²

よって、7人槽

汚水量の算定根拠

0.2 m³/日 × 7 (人) = 1.4 m³/日

付近の見取図

別紙添付

保守点検予定業者名

〇〇〇〇〇〇

清掃予定業者名

〇〇〇〇〇〇

添付書類

1. 浄化槽の構造図、仕様書及び処理工程図（国土交通大臣形式認定浄化槽を除く。）
2. その他必要と認める図書

②-b 建築確認済証の写しの例

第五号様式（第二条、第二条の二、第三条関係）（A4）

建築基準法第6条第1項の規定による
確認済証

第 ○○○○○ 号
×× ○年 ○月 ○日

春日井 太郎

様

建築主事 ○○ ○○ 印

下記による確認申請書に記載の計画は、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1. 申請年月日 ××○年 ○月 ○日
2. 建築場所、設置場所又は築造場所
春日井市鳥居松町5-44
3. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
○○○○○○○○
4. 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の番号
5. 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付年月日
6. 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付者

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

②-c 建築確認申請書の写しの例

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A4）

確認申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

〇〇〇〇 様

××〇年 〇月 〇日

申請者氏名 春日井 太郎

設計者氏名 〇〇 〇〇

※手数料欄			
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日			××〇年 〇月 〇日
第 号			第 〇〇〇〇 号
係員氏名			係員氏名

建築主等の概要

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 カスガイ タロウ
【ロ. 氏名】 春日井 太郎
【ハ. 郵便番号】 486-8686
【ニ. 住所】 春日井市鳥居松町5-44
【ホ. 電話番号】 0568-85-6217

【2. 代理者】

【イ. 資格】 (〇〇) 建築士 (〇〇) 登録第 〇〇 号
【ロ. 氏名】 〇〇〇〇
【ハ. 建築士事務所名】 (〇〇) 建築士事務所 (〇〇) 知事登録第 〇〇 号
〇〇〇〇
【ニ. 郵便番号】 〇〇
【ホ. 所在地】 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
【ハ. 電話番号】 〇〇〇〇

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 (〇〇) 建築士 (〇〇) 登録第 〇〇 号
【ロ. 氏名】 〇〇〇〇
【ハ. 建築士事務所名】 (〇〇) 建築士事務所 (〇〇) 知事登録第 〇〇 号
〇〇〇〇
【ニ. 郵便番号】 〇〇
【ホ. 所在地】 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
【ハ. 電話番号】 〇〇〇〇
【ト. 作成又は確認した設計図書】 〇〇〇〇〇〇

(その他の設計者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 567890 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ハ. 電話番号】
【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ハ. 電話番号】
【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ハ. 電話番号】
【ト. 作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ. 氏名】】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

- 【イ. 氏名】
 - 【ロ. 勤務先】
 - 【ハ. 郵便番号】
 - 【ニ. 所在地】
 - 【ホ. 電話番号】
 - 【ヘ. 登録番号】
 - 【ト. 意見を聴いた設計図書】
-

【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

- 【イ. 資格】 (○○) 建築士 (○○) 登録第 ○○ 号
- 【ロ. 氏名】 ○○○○
- 【ハ. 建築士事務所名】 (○○) 建築士事務所 (○○) 知事登録第 ○○ 号
○○○○○○
- 【ニ. 郵便番号】 ○○
- 【ホ. 所在地】 ○○○○○○○○
- 【ハ. 電話番号】 ○○○○
- 【ト. 工事と照合する設計図書】 ○○○○○○

(その他の工事監理者)

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 工事と照合する設計図書】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 工事と照合する設計図書】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
 - 【ホ. 所在地】
 - 【ヘ. 電話番号】
 - 【ト. 工事と照合する設計図書】
-

【6. 工事施工者】

- 【イ. 氏名】 ○○○○
 - 【ロ. 営業所名】 建設業の許可(○○)第 ○○ 号
○○○○○○
 - 【ハ. 郵便番号】 ○○○○
 - 【ニ. 所在地】 ○○○○○○○○
 - 【ホ. 電話番号】 ○○○○
-

【7. 構造計算適合性判定の申請】

申請済()

未申請()

申請不要

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

提出済()

未提出()

提出不要()

【9. 備考】

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 ○○○○○○○○

【2. 住居表示】

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】
 都市計画区域内 (市街化区域 市街化調整区域 区域区分非設定)
 準都市計画区域内 都市計画区域及び準都市計画区域外

【4. 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】 ○○○○

【6. 道路】
 【イ. 幅員】 ○○m
 【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 ○○m

【7. 敷地面積】
 【イ. 敷地面積】 (1) (○○) () () ()
 (2) () () () ()
 【ロ. 用途地域等】 (○○) () () ()
 【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】
 (○○) () () ()
 【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】
 (○○) () () ()
 【ホ. 敷地面積の合計】 (1) ○○㎡
 (2)
 【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 ○○
 【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 ○○
 【チ. 備考】

【8. 主要用途】 (区分 ○○) ○○

【9. 工事種別】
 新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【10. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
 【イ. 建築面積】 (○○) () (○○))
 【ロ. 建蔽率】 ○○%

【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
 【イ. 建築物全体】 (○○) () (○○))
 【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】
 () () ()
 【ハ. エレベーターの昇降路の部分】
 () () ()
 【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】
 () () ()
 【ホ. 自動車車庫等の部分】 () () ()
 【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 () () ()
 【ト. 蓄電池の設置部分】 () () ()
 【チ. 自家発電設備の設置部分】
 () () ()
 【リ. 貯水槽の設置部分】 () () ()
 【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】
 () () ()
 【ル. 住宅の部分】 (○○) () (○○))

【7. 老人ホーム等の部分】

() () ()

【7. 延べ面積】 〇〇m²

【カ. 容積率】 〇〇%

【12. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】 〇〇

【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

【13. 建築物の高さ等】 (申請に係る建築物) (他の建築物)

【イ. 最高の高さ】 (〇〇) ()

【ロ. 階数】 地上 (〇〇) ()

地下 () ()

【ハ. 構造】 〇〇 一部 造

【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 有 無

【ホ. 適用があるときは、特例の区分】

道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用

【14. 許可・認定等】 〇〇〇〇

【15. 工事着手予定年月日】 ×× 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

【16. 工事完了予定年月日】 ×× 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)

(第 回) 年 月 日 ()

(第 回) 年 月 日 ()

(第 回) 年 月 日 ()

【18. その他必要な事項】

【19. 備考】

建築物別概要

【1. 番号】 ○○

【2. 用途】 (区分 ○○) ○○
(区分)
(区分)
(区分)
(区分)

【3. 工事種別】

■新築 □増築 □改築 □移転 □用途変更 □大規模の修繕 □大規模の模様替

【4. 構造】 ○○ 一部 造

【5. 主要構造部】

耐火構造

建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造

準耐火構造

準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (p-1)

準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (p-2)

■その他

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造

建築基準法第21条第1項ただし書きに該当する建築物

建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造

その他

■建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【7. 建築基準法第61条の規定の適用】

耐火建築物

延焼防止建築物

準耐火建築物

準延焼防止建築物

その他

■建築基準法第61条の規定の適用を受けない

【8. 階数】

【イ. 地階を除く階数】 ○○階

【ロ. 地階の階数】

【ハ. 昇降機塔等の階の数】

【ニ. 地階の倉庫等の階の数】

【9. 高さ】

【イ. 最高の高さ】 ○○m

【ロ. 最高の軒の高さ】 ○○m

【10. 建築設備の種類】 ○○

【11. 確認の特例】

【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 有 無

【ロ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による審査の特例の適用の有無】 有 無

【ハ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】

【ニ. 認定型式の認定番号】

【ホ. 適合する一連の規定の区分】

建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ

建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ

【ヘ. 認証型式部材等の認定番号】

【12. 床面積】		(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)	
【イ. 階別】	(○○階)	(○○)	()	(○○)	()
	(○○階)	(○○)	()	(○○)	()
	(階)	()	()	()	()
	(階)	()	()	()	()
	(階)	()	()	()	()
	(階)	()	()	()	()
【ロ. 合計】		(○○)	()	(○○)	()

【13. 屋根】 ○○

【14. 外壁】 ○○

【15. 軒裏】 ○○

【16. 居室の床の高さ】 ○○

【17. 便所の種類】 ○○

【18. その他必要な事項】

【19. 備考】

建築物の階別概要

【1. 番号】 ○○

【2. 階】 ○○

【3. 柱の小径】 ○○

【4. 横架材間の垂直距離】 ○○

【5. 階の高さ】 ○○

【6. 天井】

【イ. 居室の天井の高さ】 ○○

【ロ. 令第39条第3項に規定する特定天井】

有 無

【7. 用途別床面積】

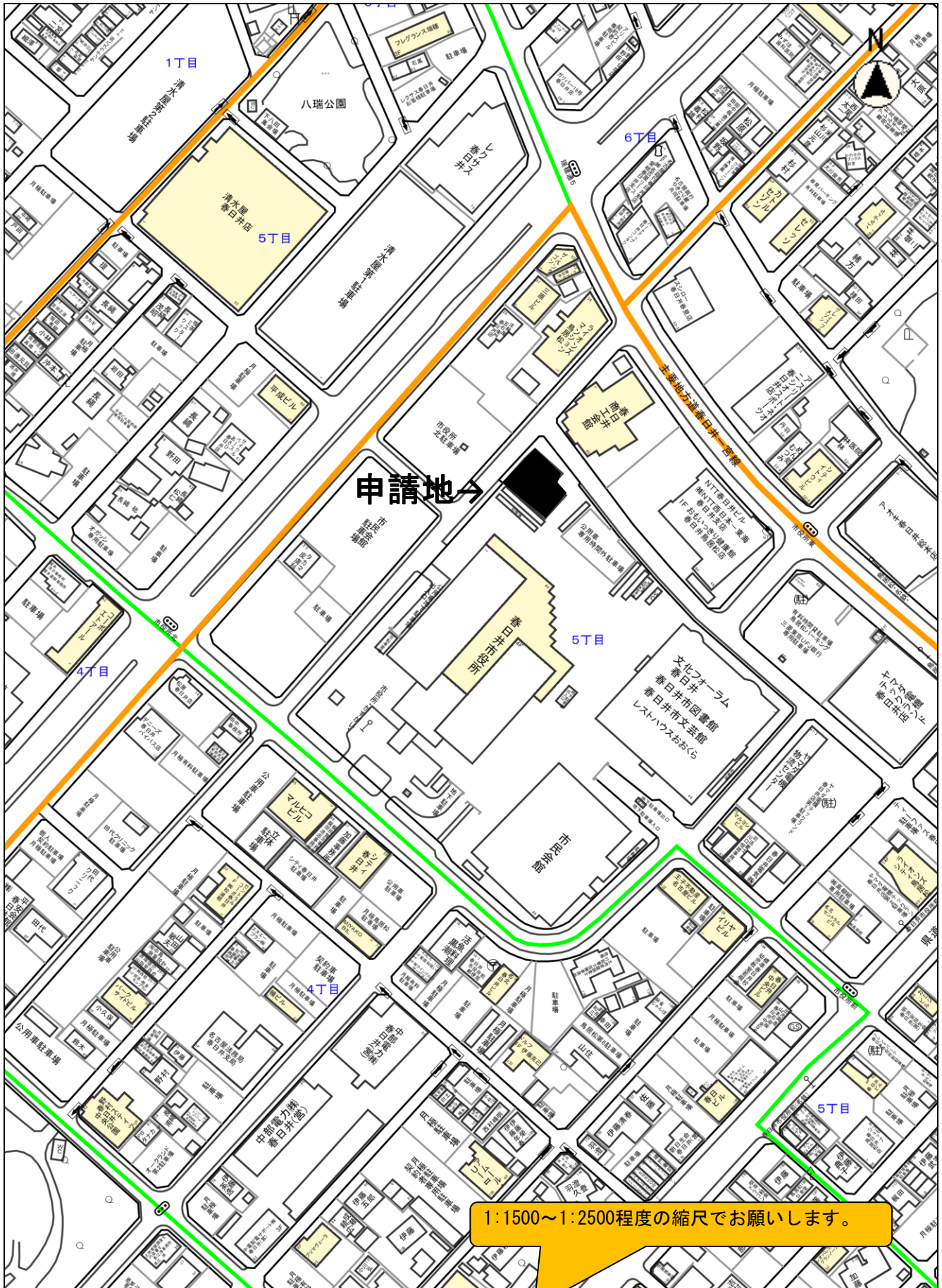
	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)	
【イ.】	(○○)	(○○)	(○○)	㎡
【ロ.】	()	()	()	
【ハ.】	()	()	()	
【ニ.】	()	()	()	
【ホ.】	()	()	()	
【ヘ.】	()	()	()	

【8. その他必要な事項】

【9. 備考】

③ 付近の見取図の例

鳥居松町5丁目44番

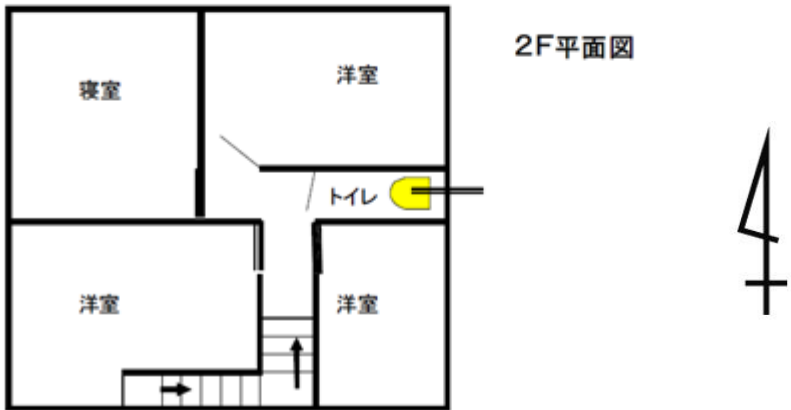
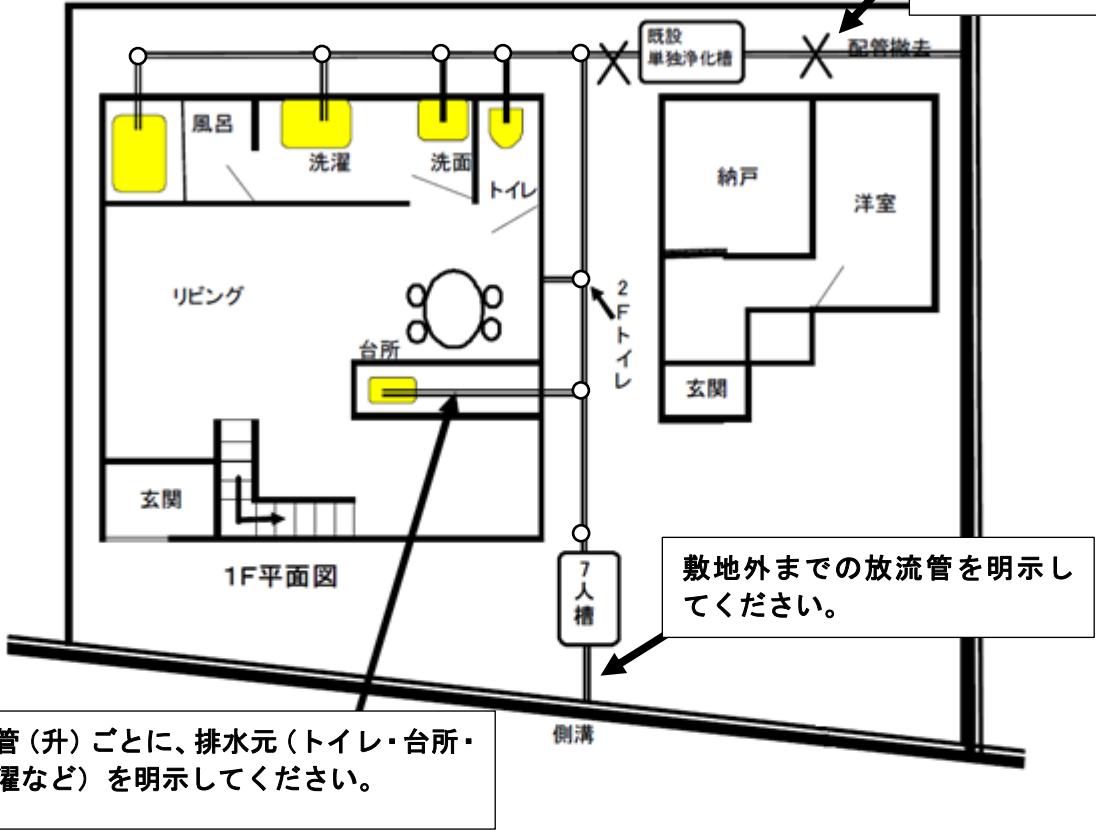


縮尺 1 : 2500

copyright(C)2013 ZENRIN CO., LTD

④, ⑤ 配置図・建物平面図の例

撤去する部分
分かるように示
してください。



⑥ 浄化槽調書の写しの例

第10号様式(第8条関係)

浄化槽調書			
春日井市建築主事 様		××○年 ○月 ○日	
		建築主 住所 春日井市鳥居松町5-44 氏名 春日井 太郎 電話<0568> (85) 6217番	
春日井市建築基準法施行細則第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。			
記			
※	確認済証番号及び 確認済証交付年月日	第 ○○○○ 号 ○年 ○月 ○日	
1	設置場所	春日井市鳥居松町5-44	
2	設計者の資格、 住所及び氏名 建築士事務所名	(○○)建築士 第 ○○○ 号 電話<○○>(○○) ○○○○ 番 (○○)建築士事務所 (○○)第 ○○○ 号	
3	浄化槽工事業者 (特例浄化槽工 事業者)の住所、 氏名、登録(届出 受理)番号等	愛知県知事 { 登 } 届 第 ○○○ 号 登録(届出受理)年月日 ○年 ○月 ○日	
4	浄化槽設備士の 住所、氏名、免 状交付番号等	電話<○○>(○○) ○○○○ 番 ○○○○○○ ○○○○○○ 第 ○○○○ 号 交付年月日 ○年 ○月 ○日	
5	浄化槽を設置す る建物の用途等	148.00平方メートル 用途 一戸建ての住宅 延べ面積又は戸数 戸	
6	浄化槽の名称	○○○○○○	
7	構造方法の区分	<input type="checkbox"/> 昭和55年建設省告示第1292号第 ○ 号 <input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法第68条の26に基づく構造方法等の認定 認定番号 ○○○○○ 認定日 ○年 ○月 ○日	
8	処理方法	○○○○○○○ 方式	
9	処理能力	7人槽 日平均汚水量 1.0m ³ /日	10 水質 BOD 20 mg/l以下
11	J I S A 3 3 0 2 による処理対象人員 算定計算	148.00m ² >130m ² (処理対象人員 7人)	
12	放流場所	<input checked="" type="checkbox"/> 側溝 <input type="checkbox"/> その他()	13 放流方法 <input checked="" type="checkbox"/> 自然放流 <input type="checkbox"/> 汲上げ放流
14	建築基準法に基づく 形式適合認定等	<input checked="" type="checkbox"/> 型式適合認定(法第68条の10) <input type="checkbox"/> 形式部材等製造者の認証(法第68条の11) 認定(認証)番号 ○○○○ 認定(認証)日 ○年 ○月 ○日	
15	浄化槽法に基づく型 式認定	認定番号 ○○○○ 認定日 ○年 ○月 ○日	

備考

⑦ 配管の設置状況を示す書類の例

既存の配管（污水管・雑排水管・放流管・升）について、設置状況が分かる写真と図面を添付してください。

写真のポイント



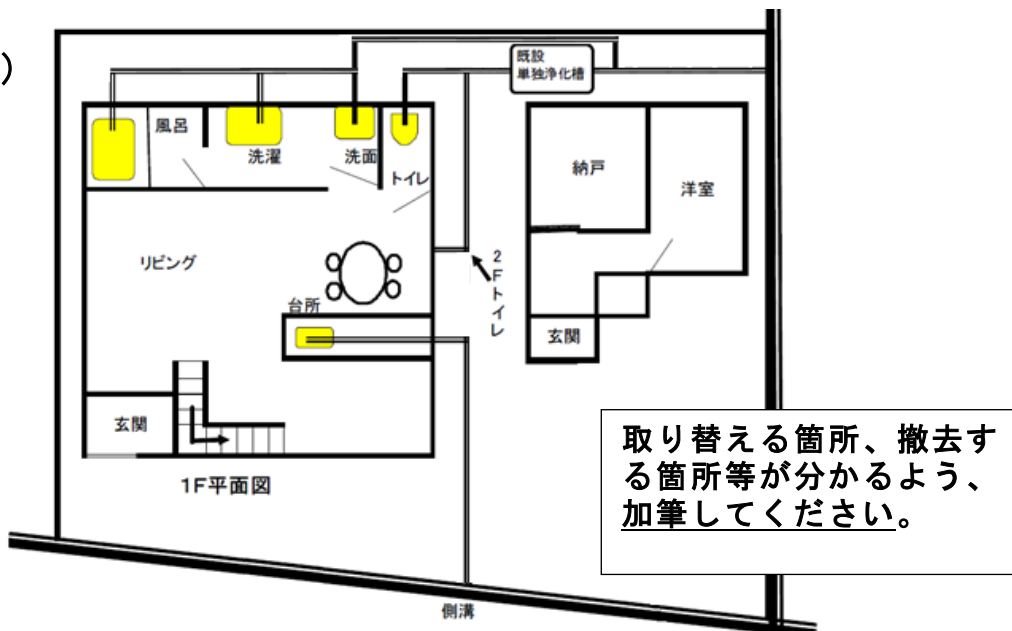
- ・現状（工事前）の地上部の状況（配管、升、地面）が分かるもの。
- ・配管工事を実施する箇所（設置する箇所、取り替える箇所、撤去する箇所）は全て見えるもの。（複数枚になっても構いません。）

図面のポイント

工事前の既設配管の状況が分かる図面を添付してください。

「④配置図、⑤建物平面図」と見比べることで、**今回の工事で変わる部分（設置する箇所、取り替える箇所、撤去する箇所）**が分かるように明示してください。

（例）



⑧ 補助金交付申請家屋における汚水処理 状況を示す書類の例

申請家屋の汚水処理状況を確認できる書類を添付してください。

申請者の住所等とのつながりが分かるように示してください。

書類の入手がどうしても困難な場合は春日井市環境保全課へご相談ください。

単独処理浄化槽・合併処理浄化槽の場合

申請家屋で使用している単独処理浄化槽又は合併処理浄化槽の**法定検査結果書、保守点検記録、清掃実施記録**のいずれかの写しを添付してください。

直近のものを添付してください。

(例：単独処理浄化槽の清掃実施記録)

し尿浄化槽清掃届

○年○月○日

浄化槽設置者様

下記し尿浄化槽を○年○月○日清掃いたしましたからお届けします。

記

設置者住所	春日井市 []		
設置者氏名	[]		
設置場所	春日井市 []		
使用者氏名 <small>(法人にあっては法人名 及び浄化槽管理者名)</small>	[]		
代理届人 清掃施行業者	[]		
型式、容積及 汚泥引出し量	型 式	容 積	汚泥引出し量
	腐敗方式	m ³	m ³
	曝気方式	0.75	0.8
	合併処理方式		

[]

浄化槽設置者用

くみ取り便槽の場合

申請家屋で使用しているくみ取り便槽の清掃実施記録（し尿収集確認券など）の写しを添付してください。

直近のものを添付してください。

（例：し尿収集確認券）

整理番号

様

● 年度 し尿収集確認券（定額）

お願い

1. この確認券の住所・氏名をお確かめください。
2. 作業員が、収集に来たときは、作業日を記入し、氏名欄の印と割り印を押してから2枚つづきのまま渡してください。
3. 収集作業控えには、収集した日を記入しておいてください。

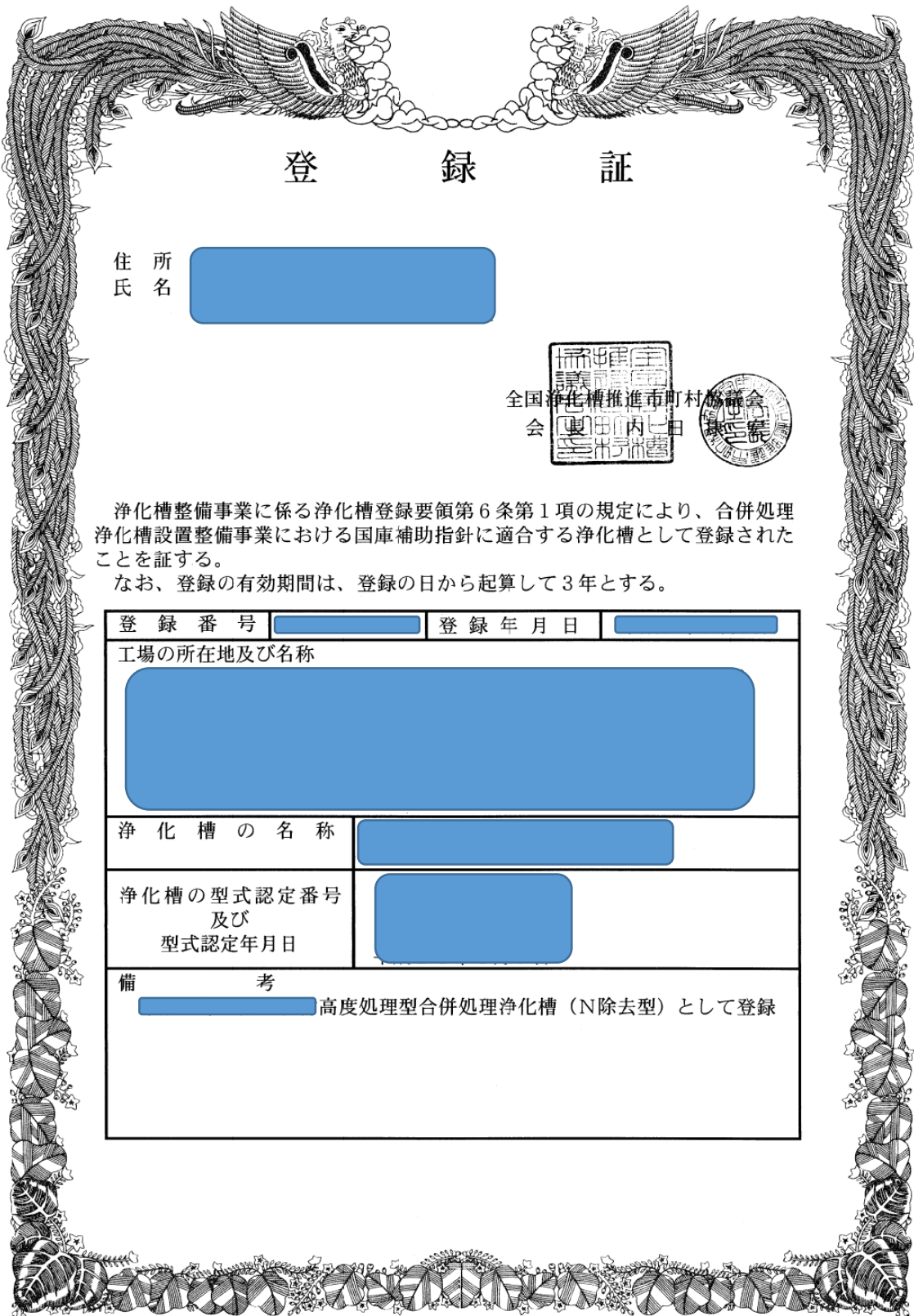
便そう工事等による臨時収集は、3～4日前に清掃事務所まで連絡してください。
(84-3211)

⑨ 既設の槽の状況写真の例



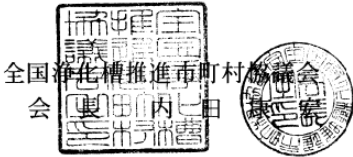
既設単独処理浄化槽
の状況

⑩ 全国浄化槽推進市町村協議会の登録証の写しの例



登 録 証

住 所 氏 名



浄化槽整備事業に係る浄化槽登録要領第6条第1項の規定により、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する浄化槽として登録されたことを証する。
 なお、登録の有効期間は、登録の日から起算して3年とする。

登 録 番 号	<input type="text"/>	登 録 年 月 日	<input type="text"/>
工場の所在地及び名称			
<input type="text"/>			
浄 化 槽 の 名 称	<input type="text"/>		
浄化槽の型式認定番号 及び 型式認定年月日	<input type="text"/>		
備 考	<input type="text"/> 高度処理型合併処理浄化槽（N除去型）として登録		

⑪ 登録浄化槽管理票（C票）の例

様式第1号（第6条関係）

（申請書添付用）
又は全浄協会長送付用）

登録浄化槽管理票（C票）

年 月 日

登録者 住所

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

この浄化槽は、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する浄化槽として、全国浄化槽推進市町村協議会の登録を受けております。

登録者	① 登録番号		② 登録年月日	
	③ 浄化槽の名称	型	④ 処理対象人員	5. (7) 10 人
記入欄	⑤ 製造を行った工場の所在地及び名称			
備考）・本票は登録者が登録浄化槽を販売する際に、登録証の写しと併せて浄化槽設置者（申請者又は市町村）に回付すること。				

申請者又は市町村記入欄	⑥ 浄化槽設置者	住所	春日井市鳥居松町5-44	
		フリガナ氏名	カスガイ タロウ 春日井 太郎	
	⑦ 設置場所	春日井市鳥居松町5-44		
	⑧ 使用開始予定日		⑨ 使用予定人員	5 人
	⑩ 浄化槽工事事業者	住所		
	氏名または名称			
	知事登録・届出番号			
備考）・この書類は、浄化槽整備事業に係る補助金・交付金申請書に登録証の写しと併せて添付すること。 ・市町村が設置者である場合は、全浄協会長（事務局）に送付すること。 ・本票は、市町村から全浄協に送付される場合がある。 ・本票は、実地調査の選定のみ利用されること。 ・本票は、実地調査の委託先に提示される場合がある。 ・本票は、統計資料として利用する場合がある。				

⑫ 機能保証制度の保証登録証（市町村用）の例

市町村用

保証登録証

市 町 村 長 殿

※全浄連保証登録番号

下記の浄化槽は浄化槽機能保証制度に基づいて登録されたものであることを証明いたします。

【保証登録申請日】

保証登録申請日

【申請者】

工 事 業 者	氏名又は名称			
	住 所			
	電 話 番 号		浄化槽工事登録(届出)番号	

【申請内容】

設 置 者	フリガナ	カスガイ タロウ			
	氏 名	春日井 太郎			
	住 所	〒 486-8686 春日井市鳥居松町 5-44			
建 物	設置場所	〒 486-8686 春日井市鳥居松町 5-44			
	建築用途	1戸建ての住宅	使用予定人数	5 人	処理対象人員
市 町 村	名 称	春日井市	国庫補助対象区分	対 象 ・ 対 象 外	
浄 化 槽	全浄協登録番号		登 録		
	名 称		人槽	7 人槽	
製 造 業 者	名 称				
検 査 機 関	名 称	愛知県浄化槽協会			
工 事 完 了		使用開始			

【登録確認】

社団法人 全国浄化槽団体連合会 会長	
※登録確認年月日	
※ 一般社団法人愛知県浄化槽協会 春日井業務所 〒487-0024 春日井市大留町2-2-18 TEL0568-53-3721 FAX0568-53-3722	確 認 者 <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; background-color: #cccccc; margin: 0 auto;"></div>

※ 証 明 印

※印欄は、記入しないでください。

⑬ 型式適合認定書の写しの例

型式適合認定書

様



下記の型式については、建築基準法第68条の10第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第1章から第3章までの規定又はこれに基づく命令の規定のうち同法施行令第136条の2の11に掲げる一連の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

2. 認定をした型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類
合併処理浄化槽

3. 認定した型式の内容

詳細内容は、別添仕様書及び図面による。

4. 一連の規定に適合するための適用条件

浄化槽法の規定に基づく適正な工事および適正な保守点検を実施すること。

⑬ 浄化槽仕様書の写しの例

型式適合認定書別添仕様書及び図面

建築基準法施行令第35条第1項の大臣認定による流量調整型分離生物ろ過循環方式
【大臣認定番号(認定年月日): 】

会 社 名

型 式

型式適合認定番号

(注) 7, 10型はマンホールの数増により、下面の形状になります。
マンホール径 a マンホール径 b マンホール径 c

ろ材の取付図
ろ材の取付: 接続材料受け, 接続材料受け, 接続材料受け, 接続材料受け, 接続材料受け, 接続材料受け, 接続材料受け, 接続材料受け, 接続材料受け, 接続材料受け

		表		
		5	7	10
槽の容量及び寸法	処理対象人員			
	生物ろ過槽			
	ばっ気処理槽			
	分離槽			
	生物ろ過槽			
	貯留槽			
	汚濁物貯留槽			
	汚濁物貯留槽			
	A ₁			
	A ₂			
	A ₃			
	B ₁			
	B ₂			
	B ₃			
	a			
	b			
	c			
	材	質		
体	質			
材	質			
板	質			
形	質			
材	質			
材	質			
径又は目	質			
寸法(%)	材			
長さ	材			
機	式			
式	材			
内	材			
内径・径	材			

注) 寸法の単位はmm、容量の単位はm³とする。
※ 嫌気ろ過槽/ばっ気処理槽/生物ろ過槽

特記事項

- ・振動、騒音、防虫、防臭対策は必要に応じて行なう。
- ・流入、設置条件によりオプション槽を組み合わせる。

ポンプ槽の設置がある場合、ポンプ槽の仕様書も提出してください。

⑭ 浄化槽工事の見積書の写しの例

見積書

××○年○月○日

春日井 太郎 様

○ ○ ○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○ ○ ○

件名 単独処理浄化槽撤去及び合併処理浄化槽設置工事

場所 春日井市鳥居松町5-44

合計金額 1,650,000 円

	品名	数量	呼称	単価	金額(円)
1	合併処理浄化槽本体(7人槽)	1	基		550,000
2	据付工事	1	式		350,000
3	電気工事	1	式		100,000
4	試運転調整費	1	式		80,000
5	配管工事	1	式		300,000
6	単独処理浄化槽撤去工事	1	式		120,000
7	消費税(10%)				150,000

第1条 発注者 春日井 太郎 (以下「甲」という。) 及び浄化槽工事業者 〇〇〇〇〇〇 (以下「乙」という。) は、春日井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けて甲が行なう合併処理浄化槽の設置工事に関し、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行する。

第2条 この契約は、次に掲げる工事に適用される。

工事の場所 春日井市鳥居松町5-44

工事の期間 ××〇年 〇月〇〇日 ~ ××〇年 〇月〇〇日

設置する浄化槽 名称 △△△△△△

浄化槽法(昭和58年法律第43号)第4条第1項の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%以上、放流水のBODが20mg/1(日間平均値)以下の機能を有するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成4年10月30日付、衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知)に適合するもの(別添の図面及び仕様書に示す)。

工事の請負代金及び支払方法

金額 1,650,000 円

支払方法 現金 その他 ()

第3条 乙はこの契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完成して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、引渡しと引換えにその請負代金全額の支払いを完了する。

第4条 乙はこの契約に係る工事を、浄化槽法第29条第3項に従い浄化槽設備士 〇〇 〇〇 に実地に監督させ、又は自ら浄化槽設備士の資格を有して、工事を実地に監督しなければならない。

第5条 甲及び乙はこの契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡又は承継させてはならない。但し、相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

第6条 乙は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。但し、予め甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

第7条 乙は、浄化槽法第4条第3項の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び春日井市が定める工事の基準に従って工事を行なわなければならない。

第8条 甲は、やむを得ない場合には、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、若しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 本条による変更、延期、又は中止による損害は乙の責に帰すべき場合を除き、甲が負担する。

第9条 乙は、乙の責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、甲乙協議して定める。

第10条 工事の完成引渡しまでに工事目的物その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。但し、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。

第11条 乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。但し、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

第12条 乙は春日井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を、甲に提出しなければならない。

第13条 甲は、工事が本契約の規定又は第7条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対し、相当の

期限を定めてその瑕疵の修補を請求することができる。

- 2 甲は、浄化槽法第7条の規定により、水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代わる損害賠償を請求することができる。
- 3 前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、することができない。

第14条 瑕疵の修補又は損害賠償請求権の行使は、引渡し後5年以内に行なわなければならない。

第15条 次の各号の一に該当するときは、甲又は乙は催告その他何等の手続きを要せずこの契約を解除することができる。

- (1) 浄化槽の設置等の届出その他の必要な手続きが受理されず又は認められないとき。
- (2) 工事用地に付き、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。

2 前項により、この契約が解除された場合、乙はこの契約の履行のために乙において要した費用及び乙において甲のために既に支出した立替金を甲に請求することができる。

第16条 甲は乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。

2 甲は乙の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告その他何等の手段を要せず、この契約を解除することができる。この場合、甲は甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。

第17条 次の各号の一に該当するときは、乙は催告その他何等の手続きを要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 第8条に基づき、工事が一時中止され又は甲の責に帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延期の状態が10日以上継続したとき。
- (2) 甲が請負代金を所定の期日に支払わなかった時又は請負代金の支払能力を欠くことが明らかになったとき。
- (3) 甲がこの契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと乙が認めたとき。

2 前項によってこの契約が解除された場合は、甲は乙の損害を賠償するものとする。

第18条 乙の責に帰すべき事由により、標記引渡期日（工期が変更された場合は、変更後の工期に基づいて定められる引渡期日）までに、工事の目的物を引き渡すことができない場合は、甲は遅滞日数1日につき、請負代金総額の▲分の1の違約金を請求することができる。

2 甲がこの契約に基づいて、乙に支払うべき金額を所定の期日までに支払わないときは、甲は当該金額につき、支払期日の翌日から支払完了の日まで日歩■銭の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。

第19条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上定めることとする。

以上契約の証しとして、本書2通を作成し、当事者記名捺印の上各自1通保有する。

××○年○○月○○日

甲 注文者	住所	春日井市鳥居松町5-44	
	氏名	春日井 太郎	印
乙 請負者	住所	○○○○○○	
	氏名	○○ ○○	印
	(浄化槽工事業登録番号：)	○○○○○○	
	又は届出番号：)

⑯ 浄化槽設備士免状の写しの例

第 ○○○○○○ 号

浄化槽設備士免状

本籍 愛知県

氏名 ○○ ○○

(××○年○月○日生)

浄化槽法の規定により、浄化槽設備士
免状を交付する。

××○年○月○日

国土交通大臣 ○○ ○○

(注) 小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習を修了した設備士であることが望ましい。なお、昭和 63 年 3 月 31 日以前に免状の交付を受けた浄化槽設備士は必ず特別講習を修了のこと。

1

実績報告書の記入例

第5号様式（第8条関係）

××〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 春日井市長

補助金交付申請された
方の氏名等を記入して
ください。

工事完了後1ヶ月以内、
又は当該年度の2月15日
までに実績報告書を提出
してください。

補助対象者 住所 春日井市鳥居松町5-44

氏名 春日井 太郎

電話 0568-85-6217

実績報告書

市から送付する交付決定通
知の日付、文書番号を記入
してください。

××〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇春環保第〇〇〇号で交付決定の通知を受けた
合併処理浄化槽設置整備事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 補助金交付決定額 金 1,010,000

交付決定通知の交付決
定額を記入してくださ
い。

2 事業完了年月日 ××〇〇年〇〇月〇〇日

浄化槽に係る手続きが完了した日付
(添付書類の最終日)を記入してくだ
さい。

実績報告書添付書類一覧

提出書類	留意事項
<p>2 浄化槽保守点検業務委託契約書の写し (例 P38 参照)</p> <p>【全ての工事で必要】</p>	<p>浄化槽管理者は、浄化槽法に基づき定期的に浄化槽の保守点検を行う必要があります(10人槽以下の分離接触ばっ気方式の合併処理浄化槽にあつては、1回/4月以上。)</p> <p>この保守点検について、愛知県知事の登録を受けた保守点検業者と委託契約を行い、委託契約書の写しを提出してください。また、契約日及び契約開始日は浄化槽の使用開始日より前である必要があります。</p> <p>なお、保守点検登録業者については、愛知県尾張県民事務所環境保全課(Tel052-961-7211)にお問合せください。</p>
<p>3 浄化槽清掃業務委託契約書の写し (例 P38 参照)</p> <p>【全ての工事で必要】</p>	<p>浄化槽管理者は、浄化槽法に基づき定期的に浄化槽の清掃(汚泥の引き抜き等)を行う必要があります(分離接触ばっ気方式の合併処理浄化槽にあつては、1回/年以上。)</p> <p>この清掃について、春日井市長の許可を受けた業者と委託契約を行い、委託契約書の写しを提出してください。</p> <p>なお、市が許可している清掃業者は次の3社です。</p> <p>尾張衛生保繕株式会社 (Tel0568-51-1729) 株式会社サン春日井 (Tel0568-83-4757) 株式会社環境衛生 (Tel0568-32-7575)</p>
<p>4 浄化槽法定検査契約書の写し (例 P39 参照)</p> <p>【全ての工事で必要】</p>	<p>浄化槽管理者は、浄化槽法に基づき法定検査の受検が義務付けられており、検査には、設置後の水質検査(7条検査)と毎年1回行う定期検査(11条検査)があります。</p> <p>この法定検査について、愛知県知事が指定する一般社団法人愛知県浄化槽協会(春日井業務所Tel0568-53-3721)と契約を行い、浄化槽法定検査契約書の写しを提出してください。</p>
<p>5 浄化槽法定検査依頼書(市町村用) (例 P40 参照)</p> <p>【全ての工事で必要】</p>	<p>4の浄化槽法定検査の契約とともに、一般社団法人愛知県浄化槽協会に『浄化槽法定検査依頼書』を提出しますが、その際、当協会から受付印を押印した『浄化槽法定検査依頼書(市町村用)』が返却されますので、その書類を提出してください。</p> <p>なお、7条検査手数料及び初回11条検査手数料の納入が必要です。</p>

提出書類	留意事項
<p>6 工事写真 (例 P41～49 参照)</p> <p>【全ての工事で必要】</p>	<p>浄化槽設置工事に係る次の写真を提出してください。</p> <p>【新設、転換共通】 (例 P41～46 参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 着工前の写真(浄化槽工事業者登録票の看板を持った設備士、着工日が記載した看板が写っていること。<u>読み取れること。</u>) ・ 浄化槽設置場所掘削状況 ・ 砕石・転圧状況 ・ 底部配筋状況 ・ ベースコンクリート設置状況 ・ 本体据付状況 ・ 本体水平確認状況 ・ 本体水張り状況 ・ 本体埋め戻し状況 (水締め、転圧状況) ・ 本体埋め戻し完了状況 ・ 上部配筋状況 ・ 本体嵩上げ状況 ・ ブロワ設置状況 ・ 浄化槽認定ラベル ・ 工事完成状況 (コンクリートスラブ実施) ・ ポンプ槽状況 (ポンプ槽の設置がある場合) <p>【撤去費の補助を受ける場合】 (例 P46～47 参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 撤去前の状況 ・ 撤去中の状況 ・ 撤去した単独処理浄化槽 又はくみ取り便槽の積込み運搬状況 ・ 撤去後の状況 <p>【配管工事費の補助を受ける場合】 (例 P47～49 参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配管工事前の状況 ・ 配管工事中の状況 (埋め戻し前の配管等が確認できるもの) ・ 撤去した配管の積込み運搬状況 ・ 配管工事後の状況

提出書類	留意事項
<p>7 浄化槽使用開始報告書又は浄化槽工事完了報告書の写し (例 P50～51 参照)</p> <p>【全ての工事で必要】</p>	<p>『浄化槽使用開始報告書』は、浄化槽法第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、浄化槽の使用開始後、愛知県尾張県民事務所環境保全課 (Tel052-961-7211) に提出する書類です。</p> <p>報告書提出後、尾張県民事務所受付控の印が押印された報告書の写しを提出してください。</p> <p>報告書記入方法は尾張県民事務所にお問合せください。</p> <p>『浄化槽工事完了報告書』は、建築確認申請を伴う建物の新築や増設時に合併処理浄化槽を併せて設置した場合、工事完了後、建築主事又は指定確認検査機関に提出する書類です。</p> <p>この報告書の写しを提出してください。</p>
<p>8 最終清掃実施記録の写し (例 P52 参照)</p> <p>【撤去工事を行った場合】</p>	<p>単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去費の補助を受ける場合、『最終清掃実施記録の写し』が必要となります。</p> <p>清掃 (汚泥の引き抜き等) を行った後に撤去工事を行う必要があります。</p> <p>撤去工事前に行った最終の清掃実施記録の写しを提出してください。</p>
<p>9 浄化槽使用廃止届出書の写し (例 P53 参照)</p> <p>【単独転換の場合】</p>	<p>単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合において、『浄化槽使用廃止届出書の写し』が必要となります。</p> <p>浄化槽使用廃止届出書は、浄化槽法第 11 条第 2 項の規定に基づき、浄化槽の使用廃止後、愛知県尾張県民事務所環境保全課 (Tel052-961-7211) に提出する書類です。</p> <p>届出書提出後、尾張県民事務所受付控の印が押印された届出書の写しを提出してください。</p> <p>届出書記入方法は尾張県民事務所にお問合せください。</p>
<p>10 検査表 (チェックリスト) (例 P54 参照)</p> <p>【全ての工事で必要】</p>	<p>浄化槽設置工事は、「浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令」に従って行う必要があります。</p> <p>この工事について、浄化槽設備士免状を持つ浄化槽設備士が立会い確認したことを証明する検査表を提出してください。</p> <p>この書類は整備士の名前で作成するため、整備士の押印が必要です。</p>
<p>11 領収書の写し (例 P55 参照)</p> <p>【全ての工事で必要】</p>	<p>実施した浄化槽の設置工事、単独処理浄化槽 (又はくみ取り便槽) 撤去工事、配管工事について、領収書の写しを提出してください。</p> <p>なお、領収書に記載される金額が、交付申請に提出された同工事に係る見積書の写しに記載する金額と異なる場合には、領収書にその金額の内訳書を添付してください。</p>

2 3 保守点検契約書・清掃契約書の例

浄化槽保守点検・清掃契約書

委託者 春日井 太郎（以下、甲という）は受託者に対し浄化槽の保守点検・清掃について、次のとおり契約を締結致します。

（総則）

第1条 甲は生活環境を清潔にし公衆衛生を図るため、次に掲げる浄化槽の保守点検・清掃を所定の期間、乙に依頼し、乙はこれを引き受けるものとする。

（保守点検・清掃）

第2条 浄化槽の機能を正常に維持するため、保守点検・清掃は、〇〇〇〇（以下、乙という）が請け負うものとする。

（作業報告）

第3条 乙は、保守点検・清掃を行ったときは、その作業記録を作成し、関係官庁及び甲に提出する。

（保守点検・清掃費用）

第4条 契約日及び契約開始日は浄化槽の使用開始日より前である必要があります。
 期間の所定回数（4回）を行う事とし、清掃は（1回）費用を乙に支払うものとする。
 計¥〇〇〇〇〇（税別）
 第5条 乙は、保守点検・清掃は、お掃除の作業を抜きとし、使用条件によっては別途費用を要する事

（契約期間）

第6条 この契約は、××〇年〇月〇日から××〇年〇月〇日までとする。ただし、双方が期間満了の1ヶ月前までに申し出がなければ自動的に1年間継続し以降同様とする。

記

種類	合併処理浄化槽		
人槽	7 人槽	使用者	甲に同じ
容積	2.1 m ³	設置場所	甲に同じ

××〇年〇月〇日

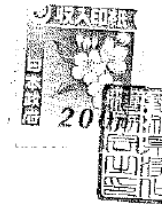
甲 住所 春日井市鳥居松町5-4-4
 氏名 春日井 太郎
 乙 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 氏名 〇〇〇〇〇〇〇

（注）小型合併処理浄化槽維持管理技術特別講習を修了した浄化槽管理士に保守点検を依頼することが望ましい。

4 法定検査契約書の写しの例

設置者

浄化槽法定検査契約書 (7条・11条検査)



(浄化槽管理者名) _____



(以下「甲」という。)

(指定検査機関名)

社団法人 愛知県浄化槽協会

(以下「乙」という。)

甲の浄化槽の法定検査にかかる手続きについて、次の要項により契約を締結し、信義に従い誠実に、これを履行するものとする。

第1条 甲は、浄化槽法に基づき、甲が管理する次の浄化槽について、7条検査(設置後の水質検査)及び11条検査(翌年度以降の定期検査)の業務を乙に依頼するものとし、乙は、これを実施するものとする。

浄化槽の設置場所	
処 理 対 象 人 員	7 人 槽

第2条 乙は、法定検査の実施にあたっては法令を遵守して行う。

2 法定検査は、乙の検査員が実施する。ただし、11条検査については、乙の検査員もしくは乙が契約する浄化槽管理士を乙の指定採水員とし、11条検査業務の一部である採水等作業を委託して実施する。

第3条 浄化槽法定検査の検査手数料は、愛知県告示のとおりとする。

第4条 検査手数料の支払方法は原則として前納とし、納入の時期については7条検査にあっては契約書及び検査依頼書提出時までとし、11条検査にあっては、検査実施日前までとする。
なお、検査実施日等については、乙又は乙が契約する指定採水員が連絡する。

第5条 この契約について、毎年度甲、乙双方に異議がない場合は自動更新するものとする。

第6条 甲は浄化槽管理者の変更、浄化槽の廃止等がなされた場合は、乙に連絡するものとする。

第7条 この契約書に規定する事項に疑義が生じたときは、又はこの契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲・乙は誠意をもって協議のうえ処理するものとする。

2 この契約締結の証しとして本書2通を作成し、甲・乙が記名捺印のうえ、各々1通を保有するものとする。



浄化槽管理者 甲

住 所



氏 名



指定検査機関 乙

住 所 名古屋市 中村区 則武本通 1丁目 31番地

氏 名 **社団法人 愛知県浄化槽協会**

会 長 加 藤 鋭 吉



5 法定検査依頼書の写しの例

市町村

指定検査機関

社団法人 愛知県浄化槽協会 御中

(ご依頼者)
住所

(フリガナ)
氏名又は
会社名

浄化槽法定検査依頼書〔第7条及び11条(継続)〕

浄化槽法(昭和58年5月法律第43号)の規定による、浄化槽の法定検査を下記のとおり依頼します。

1	浄化槽の管理者 (所有者)	住所 〒	[Redacted]						
		氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]				
2	浄化槽の設置場所	住所 〒	同上 TEL . .						
3	建物の名称	[Redacted]							
4	検査に関する ご連絡先	住所 〒	同上						
		氏名	同上	TEL	. .				
5	設置年月日	[Redacted]	6	使用開始年月日	[Redacted]				
7	処理対象人員	[Redacted]	7	人槽	8	実使用人員	[Redacted]	5	人
9	メーカー名	[Redacted]	10	工事業者名	[Redacted]				
11	保守点検業者名	[Redacted]	12	清掃業者名	[Redacted]				
13	申請者 (代行者)	住所 〒	[Redacted]						
		会社名	[Redacted]	担当者名	[Redacted]				
		連絡先 TEL	[Redacted]	FAX	[Redacted]				
14	付近見取図	検査場所近くの地図をご記入いただくか、所在のわかる地図を必ず添付してください							
●検査場所近くの地図をご記入ください		法定検査手数料			法定検査依頼受付 [Redacted]				
別紙参照	浄化槽の人槽	7条検査	11条検査						
	～ 20	11,000円	6,000円						
	21～100	15,000円	10,000円						
	101～200	18,000円	13,000円						
	201～300	20,000円	15,000円						
	301～500	25,000円	21,000円						
	501～	30,000円	26,000円						
		7条検査手数料受領済 [Redacted]							

注) 検査手数料は本依頼書の提出時に振込証明書を添えてご提出下さい。検査実施日等につきましては事前にご連絡いたします。

なお、ご不明な点につきましては「社団法人愛知県浄化槽協会・法定検査部」までおたずね下さい。

住所・名古屋市中村区則武本通1-31 電話・052-481-7160 FAX・052-481-7163 まで

※個人情報の取扱いに十分留意します。

6 工事写真の例



着工前

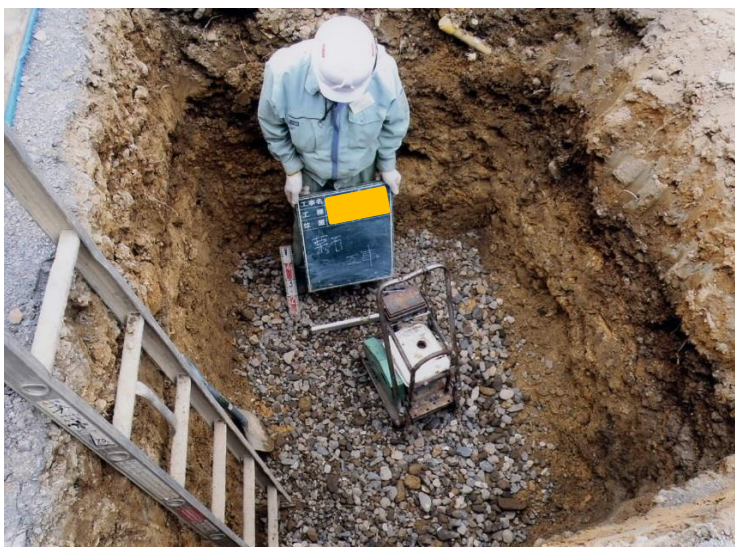
設備士が浄化槽工事業者登録票とともに写ること。

看板に着工日を記載すること。

設備士の名前等が確認できること。



掘削状況



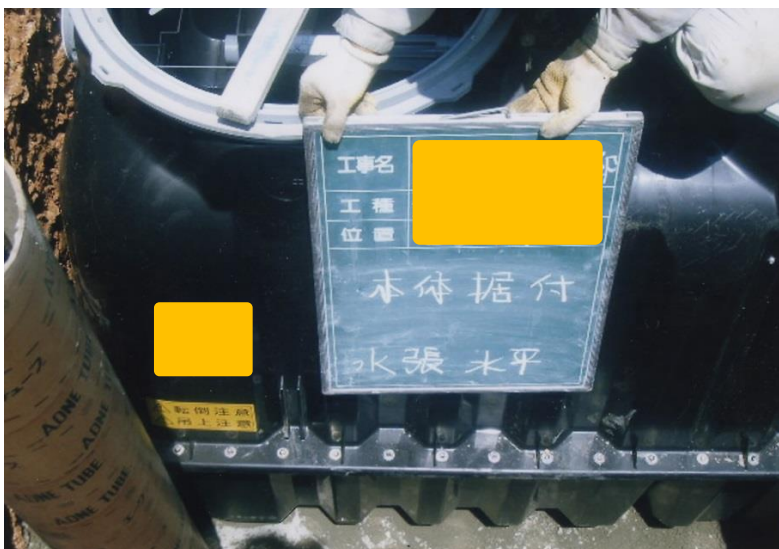
砕石・転圧状況



底部配筋状況



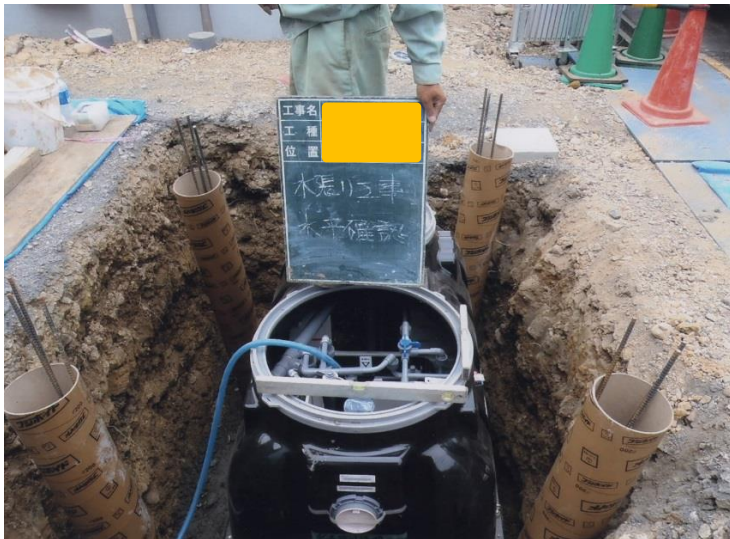
ベースコンクリート設置状況



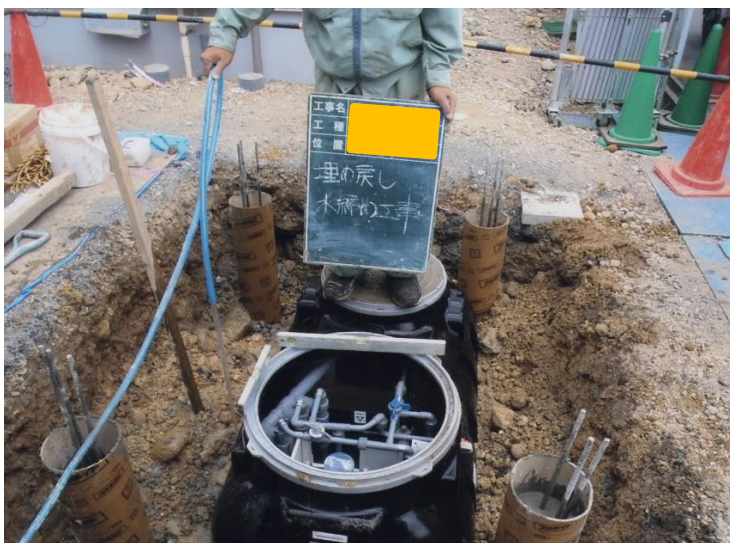
本体据付状況



本体水平確認状況



本体水張り状況



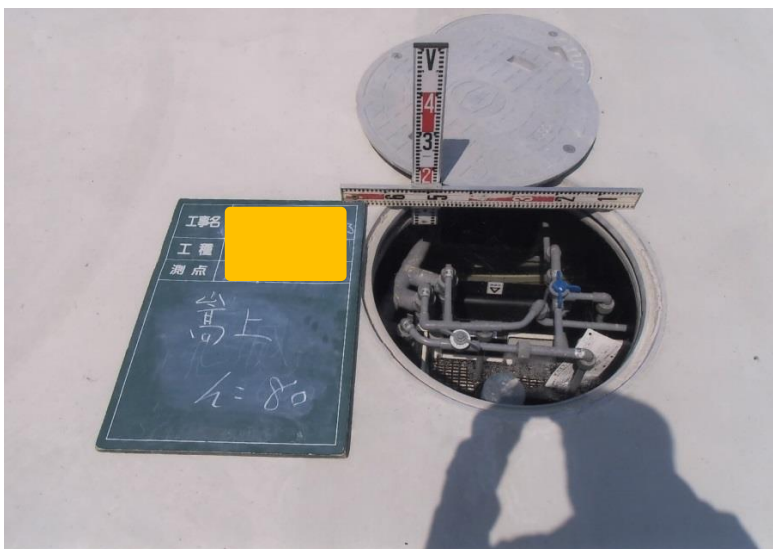
本体埋め戻し状況
(水締め)



本体埋め戻し完了状況



上部配筋状況



本体嵩上げ状況

嵩上げ 30cm 未満である
ことが確認できること。



ブロワ設置状況

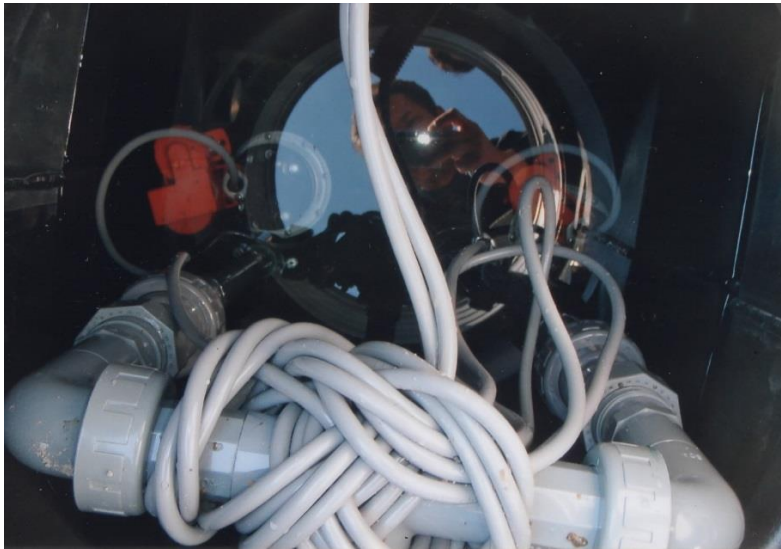


浄化槽認定ラベル



工事完成状況

【ポンプ槽の設置がある場合】



ポンプ槽状況

【撤去費の補助を受ける場合】



撤去前の状況



撤去中の状況



撤去した単独処理浄化
槽又はくみ取り便槽の
積込み運搬状況



撤去後の状況

【配管工事費の補助を受ける場合】

次の状況が分かる写真の添付が必要です。

①配管工事前の状況

(設置、撤去する箇所の地上部(配管、升、地面)の状況が確認できるもの)

②配管工事中の状況

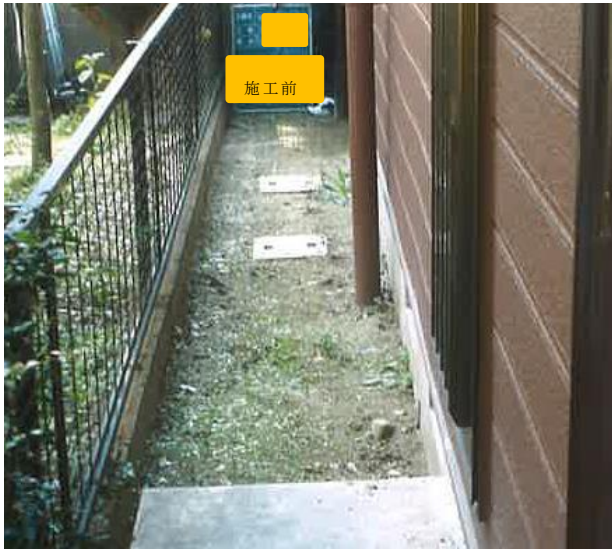
(設置、撤去した箇所の埋め戻す前の配管、升等の状況が確認できるもの)

③撤去した配管の積込み運搬状況

(撤去した配管がトラック等の荷台に積み込まれたことが確認できるもの)

④配管工事後の状況

(設置、撤去した箇所の埋め戻した後の地上部(升、地面)の状況が確認できるもの)



配管工事前の状況



配管工事中の状況



撤去した配管の積み運び状況

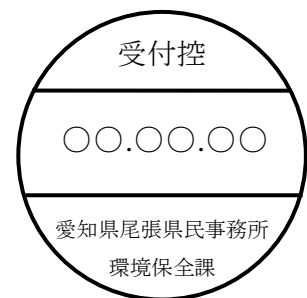


配管工事後の状況

7 浄化槽使用開始報告書の例

<p>浄化槽使用開始報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東三河総局長 殿 県民事務所長</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">住所 管理者 氏名 (名称及び代表者氏名)</p> <p>浄化槽の使用を開始したので、浄化槽法第10条の2第1項の規定により、次のとおり報告します。</p>	
浄化槽の規模及び処理方式	
設置場所	
設置届出年月日	年 月 日
使用開始年月日	年 月 日
技術管理者の氏名	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



(登 届)

様式第5の2（第5条関係）

浄化槽工事完了報告書			
			年 月 日
愛知県建築主事 殿		建築主 住所 氏 名	
建築基準法施行細則第5条第2項の規定に基づき、下記の浄化槽の工事が完了したので報告します。			
記			
1 確認済証番号及び 確認済証交付年月 日	第 号	年 月 日	
2 設 置 場 所			
3 浄化槽の名称			
4 構造方法の区分	<input type="checkbox"/> 昭和55年建設省告示第1292号第 第 号 <input type="checkbox"/> 建築基準法第68条の25に基づく構造方法等の認定 認定番号 認定日 年 月 日		
5 処 理 方 法	方式		
6 処 理 能 力	日平均汚水量 人槽 m ³ /日	7 水 質	BOD mg/l以下
8 建築基準法に基づ く型式適合認定等	<input type="checkbox"/> 型式適合認定（法第68条の10） <input type="checkbox"/> 型式部材等製造者の認証（法第68条の11） 認定番号 認定日 年 月 日		
9 浄化槽法に基づく 型 式 認 定	認定番号	認定日	年 月 日
10 浄化槽工事業 者（特例浄化槽工 業者）の住所、氏 名、登録（届出受 理）番号等	愛知県知事 第 号 登録（届出受理）	年月日	年 月 日 電話< >（ ） 番
11 浄化槽設備士の住 所、氏名、免状交 付番号等	第 号	年月日	年 月 日 電話< >（ ） 番 交付年月日
12 完了確認年月日	年	月	日
13 使用開始予定年月 日	年	月	日

2月15日より前を使用開始予定としてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

8 最終清掃実施記録の写しの例

し尿浄化槽清掃届

年 月 日

浄化槽設置者様

下記し尿浄化槽を 年 月 日 清掃いたしましたからお届けします。

記

設置者住所	春日井市		
設置者氏名			
設置場所	春日井市		
使用者氏名 (法人にあっては法人名 及び浄化槽管理者名)			
代理届人 清掃施行業者			
型式、容積及 汚泥引出し量	型 式	容 積	汚泥引出し量
	腐敗方式	m ³	m ³
	曝気方式	0.75	0.8
	合併処理方式		

浄化槽設置者用

9 単独処理浄化槽の使用廃止届出の例

様式第一号の三（第九条の五関係）

<p>浄化槽使用廃止届出書</p> <p style="text-align: right;">××○年 ○月 ○日</p> <p>尾張県民事務所長 殿</p> <p>届出者</p> <p>住所 春日井市鳥居松町5-44</p> <p>氏名 春日井 太郎</p> <p>(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>電話番号 0568-85-6217</p>	
<p>浄化槽の使用を廃止したので、浄化槽法第11条の3の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
1 設置場所の地名地番	春日井市鳥居松町5-44
2 使用廃止の年月日	××○年 ○月 ○日
3 廃止の対象	<input checked="" type="checkbox"/> ①し尿のみ <input type="checkbox"/> ②し尿及び雑排水
4 廃止の理由	合併処理浄化槽への入れ替え
※ 事務処理欄	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">受付控</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">○○.○○.○○</div> <div style="text-align: center; font-size: small;">愛知県尾張県民事務所 環境保全課</div> </div>
<p>(注意)</p> <p>1 ※欄には、記載しないこと。</p> <p>2 3欄は、該当する事項を○で囲むこと。</p>	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 「設置場所の地名地番」の欄には建築物名を記載すること。（個人宅は除く。）
- 3 「廃止の対象」の欄には、設置届出年月日、処理方式、人槽、メーカー名、商品名、型式をわかる範囲内で記載すること。

10 検査表（チェックリスト）の例

工事チェックリスト

検 査 項 目	チェックのポイント	欄
1 流入・放流管きよの勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	○
2 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	○
3 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	○
	雨水や工場廃水等が流入していないか。	○
4 弁の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な弁が設置されているか。	○
5 流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	○
6 かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	○
7 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。	○
	保守点検、清掃の支障となるものが設置されていないか。	○
	コンクリートスラブが打たれているか。	○
8 漏水の有無	漏水が生じていないか。	○
9 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	○
10 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気性ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材の変形や破損はないか。	○
	しっかり固定されているか。	○
11 ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	○
	しっかり固定されているか。	○
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	○
12 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	○
	しっかり固定されているか。	○
	薬剤筒は、傾いていないか。	○
13 ポンプ設備（流入及び放流ポンプ）の設置、稼働状況	ポンプますに変形や破損はないか。	/
	ポンプますに漏水のおそれはないか。	
	ポンプが2台以上設置されているか。	
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が十分行われているか。	
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。	
14 ブローの設置、稼働状況	防振対策がなされているか。	○
	固定が十分行われているか。	○
	アースはなされているか。	○
	漏電のおそれはないか。	○
15 その他		
上記のとおり確認したことを証します。		
×× ○ 年 ○ 月 ○ 日 担当浄化槽設備士氏名 ○○ ○○ （浄化槽設備士免状の交付番号 ○○○○○○○○○○○○○○ ）	浄化槽設備士の署名又は記名押印	

11 支払い領収書の写しの例

領収書

××○年○月○日

春日井 太郎 様

金額 1, 650, 000 円

合併処理浄化槽設置工事費、単独処理浄化槽（くみ取り便槽）撤去費、
配管工事費として、上記のとおり領収しました。

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○ ○

補助金交付請求書の記入例

第7号様式（第10条関係）

××〇〇年〇〇月〇〇日

補 助 金 交 付 請 求 書

交付額確定通知の日付け以降が請求日となります。

補助金交付申請された方の氏名等を記入してください。

（宛先）春日井市長

請求者 住 所 **春日井市鳥居松町5-44**
 氏 名 **春日井 太郎**
 電 話 **0568-85-6217**

市から送付する交付額確定通知の日付、文書番号を記入してください。

××〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇春環保第 〇〇号で額の確定のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金を次のとおり請求します。

交付額確定通知の交付確定額を記入してください。

請求金額 金 1,010,000 円

間違えた場合は、訂正印ではなく作成し直してください。
 捨印は押さないでください。

金融機関	春日井	銀行 信用金庫 農 協	預金種別	普通	口座番号	0000000
	鳥居松	支 店		当座	フリガナ 口座名義人	カスガイ タロウ 春日井 太郎

申請者本人の口座としてください。

変更承認申請書の記入例

第4号様式（第7条関係）

××〇〇年〇〇月〇〇日

変更承認申請書

（宛先）春日井市長

補助金交付申請された方の氏名等を記入してください。

補助対象者 住所 **春日井市鳥居松町5-44**

氏名 **春日井 太郎**

市から送付する交付決定通知の日付、文書番号を記入してください。

××〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇春環保第〇〇号で補助金交付決定を受けた合併処理浄化槽設置整備補助金について、申請内容を次のとおり変更したいので、承認願います。

① 補助金申請内容の変更

設備士の変更 ○○ ○○ → △△ △△

新しい設備士の免状の写しを添付してください。

2 補助事業の中止

（理由）

施工当日に担当設備士の立会いができなくなったため

変更があり次第速やかに提出してください

合併処理浄化槽補助金交付申請の手続き

項目	チェック	関係書類
1 交付申請	<input type="checkbox"/>	① 補助金交付申請書(第1号様式 2部)
	<input type="checkbox"/>	② 『浄化槽設置届出書の写し』又は『建築確認済証及び建築確認申請書第1面から第5面の写し』
	<input type="checkbox"/>	③ 付近の見取図
	<input type="checkbox"/>	④ 配置図(敷地境界線、建築物、浄化槽、配管、樹等を表示)(排水元を明示)
	<input type="checkbox"/>	⑤ 建物平面図(当該敷地内建築物の全ての階を表示)
	<input type="checkbox"/>	⑥ 浄化槽調書の写し(浄化槽設置届出書提出の場合は不要)
	<input type="checkbox"/>	⑦ 配管の設置状況を示す書類(配管工事費の補助を受ける場合) (写真及び図面により、既設部分・取替部分・撤去部分を明示)
	<input type="checkbox"/>	⑧ 補助金交付申請時点で居住する家屋での汚水処理状況を示す書類(単独又は合併処理浄化槽は法定検査結果書又は保守点検記録又は清掃実施記録、くみ取り便槽は清掃実施記録)
	<input type="checkbox"/>	⑨ 既設の槽の状況写真(転換の場合)
	<input type="checkbox"/>	⑩ 全浄協の登録証の写し
	<input type="checkbox"/>	⑪ 登録浄化槽管理票(C票)の原本とその写し
	<input type="checkbox"/>	⑫ 機能保証制度の保証登録証(市町村用)
	<input type="checkbox"/>	⑬ 型式適合認定書及び浄化槽仕様書の写し
	<input type="checkbox"/>	⑭ 浄化槽工事の見積書の写し(該当する場合は、配管工事費、撤去費を含む。)
	<input type="checkbox"/>	⑮ 浄化槽工事の請負契約書の写し
	<input type="checkbox"/>	⑯ 浄化槽設備士免状の写し
	<input type="checkbox"/>	⑰ 集中浄化槽の所有者又は管理者の承諾書(集中浄化槽から切り替えて個別に合併処理浄化槽を設置しようとする者のみ。)
2 交付決定の通知		交付決定通知書(第2号様式)
3 工事着工前確認		
4 実績報告	事業完了後1ヶ月以内、又は当該年度2月15日のいずれか早い日	
	<input type="checkbox"/>	① 実績報告書(第5号様式 2部)
	<input type="checkbox"/>	② 浄化槽保守点検業務委託契約書の写し
	<input type="checkbox"/>	③ 浄化槽清掃業務委託契約書の写し
	<input type="checkbox"/>	④ 浄化槽法定検査契約書の写し
	<input type="checkbox"/>	⑤ 浄化槽法定検査依頼書(市町村用)(7条、11条検査の初回分を前納していること)
	<input type="checkbox"/>	⑥ 工事写真(該当する場合は、配管工事、撤去工事の状況写真を含む。)
	<input type="checkbox"/>	⑦ 浄化槽使用開始報告書又は浄化槽工事完了報告書の写し
	<input type="checkbox"/>	⑧ 最終清掃実施記録の写し(撤去費の補助を受ける場合)
	<input type="checkbox"/>	⑨ 浄化槽使用廃止届出書の写し(単独処理浄化槽の転換の場合)
	<input type="checkbox"/>	⑩ 検査表(チェックリスト)
	<input type="checkbox"/>	⑪ 支払領収書の写し
5 工事完了確認(施主、浄化槽設備士も立ち会うこと)		
実績報告の時には浄化槽が使用開始されている必要があります		
6 交付額決定		補助金交付額確定通知書(第6号様式)
7 補助金交付	<input type="checkbox"/>	補助金交付請求書(第7号様式)

問い合わせ先:春日井市 環境保全課 環境監視担当 0568-85-6217

2024.4.1改訂